

成田市教育委員会会議事録

平成28年9月成田市教育委員会会議定例会

期 日 平成28年9月28日 開会：午後2時00分 閉会：午後4時33分

会 場 成田市役所6階中会議室

教育長及び出席委員

教 育 長	関 川 義 雄
委 員 (教育長職務代理者)	小 川 新太郎
委 員	高 木 久美子
委 員	福 田 理 絵
委 員	佐 藤 勲

出席職員

教育総務部長	伊 藤 和 信
教育総務課長	鬼 澤 正 春
学校施設課長	篠 塚 正 人
学務課長	江 邨 一 男
教育指導課長	中 條 専 一
学校給食センター所長	後 藤 文 郎
生涯学習課長	田 中 美 季
生涯スポーツ課長	大 矢 知 良
生涯スポーツ課主幹	出 山 耕 一
公民館係長	目 崎 憲 雄
図書館長兼視聴覚サービスセンター所長	池 田 桂 士
生涯学習課副参事	木 川 邦 夫
企画政策課長	伊 藤 昭 夫
企画政策課主幹	小 川 雅 彦
教育総務課課長補佐 (書記)	鈴 木 浩 和

傍聴人：0人

1. 教育長開会宣言
2. 署名委員の指名 小川新太郎委員、福田理絵委員
3. 前回議事録の承認
4. 教育長報告

主催事業等

○8月26日 平成28年度成田市中学校全国・関東大会出場選手報告会について

今年度も多くの生徒たちが、関東や全国の大会に参加した。この日は、その中から11名の選手が市役所を訪れ、報告会を行った。全国大会に出場できたのは、11名の中の7名だった。残念ながら、今年は、入賞者は一人もいなかったが、柔道女子でベスト16に入った2年生がおり、来年の大会に期待が持てる。関東大会や全国大会に出場する生徒は、その心構えがしっかりしており、どの生徒も良い目、良い態度であった。これからも自分の力を伸ばしていきたいという生徒ばかりだったので、それぞれ、進学先でも頑張ってもらいたい。

○9月10日 中学校体育祭参観について

9月10日に市内の全ての中学校で体育祭が行われ、私は、大栄中、遠山中、成田中、久住中、下総みどり学園の5校を参観した。それぞれ、生徒のひたむきな姿を見られ、感銘を受けた。どの学校も、生徒と教師の関係が良いように見受けられた。開会式や閉会式は、地域の方も多くお見えになっている場でもあるので、校長の挨拶は、体育祭の趣旨を踏まえ、生徒たちがこれまでどんな練習を積み、どんなことに努力してきたのか、そして、校長としてそんな生徒たちをどう思っているのか、アピールするものでもあり重要なものだと思う。校長の挨拶を聞いたのは一部の学校だけだが、どの学校でも校長のリーダーシップが最大限に発揮できると良いと思った。

○9月11日 第24回成田市小学生相撲大会について

時折、強い雨が降る天候にもかかわらず、市内の小学生92名が参加して小学生相撲大会が開催された。参加者の多くは、会場となる中台運動公園の近くに住む子たちであるが、今年は本城小学校が団体戦に出場するなど、意欲的なところを見せていた。出場者の中には、わんぱ

く相撲全国大会に出場した子もいたが、大半は、普段、あまり相撲を経験したことのない子たちのように見受けられた。そんな中であって、加良部小学校からは、女子選手が男子に混じって元気に相撲を取る姿も見られ、和やかな中にも心地よい緊張感が漂う大会となった。この大会は成田市相撲連盟と日本体育大学柏高等学校の相撲部員の協力によって成り立っているのだが、彼らが、本大会を支えるため、本当に、一生懸命に取り組んでいる姿勢には、いつも感心させられる。参加した子どもたちには大変良い経験になったものと思う。

○9月16日 成田市生涯学習推進協議会について

今年度第1回目の推進協議会で、第2次成田市生涯学習推進計画及び、第2次生涯スポーツマスタープランの進捗状況について説明し、参加された委員から質問や意見を伺った。公民館やスポーツ施設の改修工事に関する質問が多く出され、利用者の立場に立って、より使いやすい施設への改修を望む声が多く聞かれた。また、この会議だけではないが、生涯大学院や明治大学・成田社会人大学などで学んだ成果を生かす機会が欲しいという声は多い。そうした声にどう応えていくかは、難しい問題であるが、学校教育に貢献したいという声はよく聞くが、学校教育は決められたカリキュラムで計画的に運営されているものであり、その中に地域人材をどう生かしていくかは、それぞれの学校の計画によるもので、主体は、あくまでも学校にある。外部人材を入れれば問題の解決が図れるわけではなく、それぞれの学校の課題に応じた解決策があり、双方の思いが重なるところで、初めて有効な人材活用がなされるものだと思っている。理想を言えば、学校の求めに応じて、ボランティアで支援していただけることが重要だと思う。今後、学校支援地域本部事業が全ての学校に広がっていく。その時、求めに応じて積極的に支援していただけるような地域であって欲しいし、生涯学習であって欲しい。

○9月24日 平成28年度明治大学・成田社会人大学3課程合同特別研修会について

今年も、136名が参加して明治大学駿河台キャンパスで3課程合同のフィールドワークが開催された。大型バス4台で明治大学まで向かうのは毎年恒例になっているが、今年は、これまでと趣向を変え、初めに明大生の演奏があり、昼食後に明治大学公開講座に組み入れられていた大塚初重先生の講演を聴くことになった。大塚先生は今年90歳。その高齢を感じさせないパワフルな語り口、内容の面白さ、独特のお人柄が共感を呼び、多くのファンがいらっしゃる。公開講座と言っても、1000人以上の聴講生を集められる講演は、明治大学では本当に貴重なものだという。先生ご自身が成田に住んでいらっしゃるということで、そもそも明治大学・社会人大学のきっかけはこの先生が作ってくれたようなもの。長い間、本市の文化財審議委員会の委員長をお務めになられた方である。戦前、戦中、戦後の貴重なお話を伺うことができて、有意義なひと時を過ごすことができた。

○9月26日 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会壮行会について

今年度の国民体育大会、全国障害者スポーツ大会に、千葉県選手団の一員として成田市から出場する方々17名の内、13名の選手の皆さんに市役所においでいただき、壮行会を開催した。それぞれトップアスリートということで、表情も引き締まり本当にいい顔をしていた。高校生では、ボーリングに出場する高橋侑也君のみ成田北高校で、あとは皆成田高校の生徒だった。また、全国障害者スポーツ大会で、砲丸投げジャベリックスローに出場する吉岡秀明さんは、これが5回連続の出場だそうで、昨年の大会で優勝し、今年も連覇を目指すとおっしゃっていた。成田市代表と言っても、皆が皆、成田市出身ではなく、学校や事業所が成田にあるという選手がほとんどである。しかしながら、「成田」の看板を背負って出場するわけで、何とか良い成績を出せるよう頑張っていたいただきたいと思った。

市議会

○9月2日～9月29日 平成28年9月定例会について

今議会は、29議案と、12件の報告、議員からの請願1件という内容で、教育委員会関係では、小川教育委員と高木教育委員のお二人の教育委員の任命に関する案件、学校給食費の未払いに対し、佐倉簡易裁判所に訴えを提起する5件の専決処分を行ったという報告のみであった。小川、高木両委員については、全会一致で承認され、引き続き教育委員として、それぞれ、3年及び4年の任期を務めていただくことになった。今後のご活躍を祈念するとともに、これまで同様、忌憚のないご意見やご助言を賜りたい。議会は明日29日が最終日で、全ての議案の採決が行われる。

○9月14日 教育民生常任委員会

今回、常任委員会では、教育委員会関係の議案、報告は無く、大変スムーズに委員会審議が進み、全ての案件が全会一致で承認された。教育民生常任委員会がこれほどスムーズに進行するのは珍しいのではないかな。

○9月20日～23日 決算特別委員会

昨年度決算の審査にあたり、莫大な量の資料請求があり、各担当には大変お骨折りをいただいた。審査の経過では、様々な質疑があり、それぞれ担当課長から、あるいは部長から回答させていただき、委員の皆様にも納得していただけたものと思う。ただ一つ、補助金支出の関係で、交付された補助金について、その交付を受けた団体の会長が、適正な運営をしていなかったのではないかな、との指摘があり、このことについて何回か質疑のやりとりが行われた。そして特別委員会最終日に、「議案第19号成田市一般会計歳入歳出決算の認定を求めるについて」に対

する付帯決議が提出され、何度かの質疑を経て、賛成多数でこの付帯決議が可決された。

その他

○8月24日 「2016NARITA少年の翼」解団式について

8月17日から、成田市の友好姉妹都市である、ニュージーランドのフォクストンを訪問していた子ども達32人と、リーダー8人、そして、団長以下スタッフ総勢50人が無事帰国し、帰国報告と解団式があった。この事業は毎年、成田青年会議所が主催し、市職員も同行して、子ども達の支援にあたっている。小学校5年生から中学校2年生までの子どもたちがこの事業に参加しているが、この年代で親元を離れ、海外でホームステイするというのは、結構厳しいものかもしれない。ホームシックになったり、病気になったりする子もいる。引率する方々も大変である。しかし、この事業のために、成田青年会議所が主催する研修会が何度も開かれ、事前に相当の学習や訓練をしていくためか、皆、何とか頑張りきることができるようだ。そして、チームリーダーとなる若い方たちと子ども達との交流を通じて、絆が深まるようである。今回もそういう場を目の当たりに感じる事ができた。ここで経験したことを基に、子ども達も、チームリーダーとして参加された方々も、これからたくましく成長されることを願いたい。

○8月25日 千葉県教育庁北総教育事務所との平成28年度末人事異動構想情報交換について

早いもので、もう人事の構想を練る時期になってきた。人事と言っても、市内の公立小中学校の管理職人事についての構想である。この日は、北総教育事務所の藤井次長がおいでになり、成田市の管理職人事について、成田市がどのような考えを持っているかを聞き取る、という情報交換の場であった。私からは、現在の思いを述べただけで、今後、管理職選考があり、その結果の合否により、人事異動構想が現実のものとなるかどうか、まだ全く分からない時期でもあるので、できればこうありたいという、思いだけは伝えた。あとは、選考受験者に頑張ってもらいたくしかない。

○8月27日 成田市立美郷台小学校創立10周年記念祝賀会について

美郷台小学校の創立10周年を記念して、ビューホテルで祝賀会が開催され、出席した。会場には、学校職員や保護者の方々はもちろんのこと、初代校長の岩瀬先生他、歴代校長やPTA会長の皆さん方、地域代表の方々等、大勢の皆さんが出席され、10周年を盛大に祝った。成田小学校からの分離ということで、開校当初は歴史と伝統のある学校から分離するという重圧感や責任感を背負った教員や、新しい学校を創り上げようとする意欲に満ちた保護者や地域の方々の方々の力によって、活気に満ちた学校運営がなされてきた。10年という大きな節目にあた

り、もう一度開校当初の思いをしっかりと感じつつ、学校を創り上げていってほしいという願いが込められた祝賀会だったと思う。

○9月 3日 成田市国際交流協会創立30周年記念式典及び講演会について

成田市国際交流協会が設立されて30年。これを記念して、スカイタウンホールで記念式典並びに講演会が催された。式典では、歴代会長さんが、当時を振り返り、お話をされたが、やはり設立当初は大変なご苦勞がおりになり、それでも地道に活動を続けてこられたからこそ、現在があるのだと、改めて感じた次第である。また、その後の講演会には、漫才のパックン・マックンが登場し、英語で漫才を披露したり、国際交流にふさわしい、内容で会場全体を大変和やかに、また、私は英語を話せるんだという雰囲気づくりをしてくれて、本当に楽しいひと時を過ごすことができた。

○9月12日 平成28年度千葉県教育庁北総教育事務所指導室訪問（美郷台小学校）について

美郷台小学校で北総教育事務所の指導室訪問があった。美郷台小学校では、6月27日に北総教育事務所の所長訪問を実施している。市内には今年度こうした学校が数校あった。同じ北総教育事務所でも、管理課訪問と指導室訪問では、内容が違うとはいえ、同じ学校で同じ教育事務所の訪問を二度受けることは、いかがなものか。学校によっては非常に短い間隔で二度実施した学校もある。こうした訪問を実施すれば、学校はどうしても特別な日程を組む必要が生じてくるし、管理する側から見られるということで、受ける側からすれば大きなプレッシャーになるし、負担感も増す。一方で、時間外勤務の削減を声を大にして言いながら、こうした実態が毎年続いていることに対し、改善しようとする気持ちがないのではないかと、疑問を持つ。前置きが長くなったが、授業を見ての感想は、所長訪問時とさほど変わりはない。よく教材研究をし、授業の組み立てを考えて実践していたと思うが、学級によっては、「授業規律」という部分で、まだまだ未熟なところも見られるので、今後、学校全体を通じて、小中連携も考え、授業の基本として徹底して欲しいと思った。

○9月15日 平成28年度成田スポーツフェスティバル第1回実行委員会について

第5回目を迎えるスポーツフェスティバル、今年度の参加予定者は既に昨年度を上回っているとのこと。競技種目は基本的に昨年同様だが、8の字跳びの時間制限が3分から2分になったこと。玉入れは、これまで予選、決勝と行っていたものを、1回のみで球数で順位を決めることにしたこと。この2点がこれまでと違う点で、時間短縮を目的としている。その他、成田ソラあんぱん食い競争の参加者数を200から300に増やしたことや、出店を認めること等いくつかの細かな変更点もある。いずれにしても、参加された皆さんに楽しんでいただけるよ

うな催しにしていきたい。委員の皆様にも、引き続きご協力をお願いしたい。

○9月16日 台湾桃園市政府との友好都市締結式及び夕食会について

ヒルトン成田にて、台湾桃園市と、本市の友好都市締結式が執り行われ、出席した。桃園市側からは、游建華副市長はじめ、桃園市幹部職員と中華航空関係者、等23名が出席された。また、成田国際空港と桃園国際空港も、同時に姉妹空港の締結を結ぶことになり、それぞれの空港会社の関係者も大勢出席され、来賓を含め総勢57名の出席者が見守る中、無事友好都市の締結式を終えることができた。

○9月17日 「第3回成田伝統芸能まつり」及び「市川海老蔵特別舞踊公演」について

第3回目となる成田伝統芸能まつりの開会行事に参列するとともに「市川海老蔵特別舞踊公演」を参観した。開会行事は成田山総門前特設ステージで行われたが、前日までの空模様が全く信じられないほどの好天に恵まれ、華やかに開幕した。前日に友好都市の締結をしたばかりの台湾桃園市からも、伝統芸能の舞踊団体が来日し、華やかな舞踊を披露していただいた。その後、桃園市の皆さんとともに、国際文化会館で市川海老蔵の特別舞踊公演を参観した。さらに、夕刻から参道をパレードする各舞踊団体を先導するなどし、桃園市の皆様に成田の魅力を存分に味わっていただいた。

○9月25日 平成28年度「私の思い」中学生の主張千葉県大会について

昨年、遠山中学校の芹川史枝奈さんが、最優秀賞に輝いたこの大会。今年も芹川さんが出場すると聞いて参加した。千葉県内46校からこの大会に向けて2,144の応募があった中から選ばれた12名の中学生たち、そこに芹川さんが2年連続で選ばれていることも素晴らしいが、発表の態度、表現力、声の質、どれをとってもさすがに今年、NHK全国学校放送コンテスト、アナウンス部門で最優秀賞に選ばれるだけの力はあると、誰もが認める抜きん出た力を発揮できたと思う。しかし、今年は他の参加者から素晴らしい内容の発表が続き、残念ながら最優秀とはいかなかった。この大会、去年は男子生徒が1名いたが、今年はゼロであった。なかなか難しいかもしれないが、男女差がこれだけあると心配である。いずれにしても、中学生の純粋な思いが良く伝わるスピーチばかりで、感心した。

○9月27日 第2回総合計画策定委員会について

市の総合計画である、「NARITAみらいプラン」の第2次実施計画の財政状況及び、主要事業報告書がまとまり、その内容について審議した。第2次実施計画では課長査定52件、部長査定20件、市長査定1件という内容だということであった。今回のローリングでは、国家戦略特区による医学部及び附属病院設置への取組、成田国際空港の機能強化に向けた取組、子ども・子育て支援策の充実、の3点が特徴的な内容だということである。教育委員会関係でも

多くの事業がローリングの対象になっているが、どれも重要な事業ばかりである。一つも欠けることなく、完全実施できるように努めていきたい。

○9月28日 2016成田POPラン大会第2回実行委員会について

本日午前中に、2016成田POPラン大会の第2回目となる実行委員会が開かれた。今年の参加予定者は、全体で4,426名であり、昨年度に比べて765名の減となっている。その原因として考えられることは、事務局によると、この大会の前後に水戸光圀漫遊マラソンやアクアラインマラソンといった、大きな大会があることが影響しているのではないかと思われるとのこと。それでも700名を超える競技役員に支えられて、この大会が開催できる。今年も無事に、そして、できれば晴天の内に実施できれば幸いである。以上、報告とさせていただきます。

《教育長報告に対する意見・質疑》

佐藤委員：9月10日に大栄中学校、下総みどり学園、9月17日に遠山小学校と三里塚小学校の体育祭、運動会を参観させていただきました。大栄中学校では、生徒がひた向きに競技に取り組んでいる姿勢に好感を持ちました。下総みどり学園では特に7年生に感心しました。大栄中学校では1年生にまだ幼さも感じましたが、下総みどり学園の7年生は小学生と一緒にいたこともあるのかもしれませんが、そのことを差し引いても大人びて見えました。校長先生によると、開校当時5年生であった彼らを見たとき、これからどうなるのか心配していたとのことでしたが、この2年間の成長ぶりは小中一貫教育の効果の表れではないかと感じたところです。また、学校全体の雰囲気も良く、校長先生と若い体育主任とのやり取りを聞いていても、校長先生が和やかな雰囲気づくりをされている姿勢が感じられて大変好感を持ちました。また、小学校ですが、遠山小学校は少人数ですが、校長先生以下、先生方、児童、地域の方々が本当に楽しんでいる姿が見られました。同じ日に三里塚小学校に伺いましたが、自分が参観した中では初めての複数クラスのある小学校の運動会で人数が多いためひとつのレースで何組もありましたが、非常に手際のいい運営に感心いたしました。また、PTAの方々がいろいろと手伝いをされており、競技が始まって外で交通整理を続けている姿には感心いたしました。そして、これは個人的な好みの問題ですが、秋の運動会はやはりいいものだと思います。1年生のみならず、それぞれの学年が入学、進級して数か月経ち、自覚をもってきちんと臨める、それが秋の運動会です。

また、先程、教育長報告にありました北総教育事務所の訪問の件は私も同感です。管理する側の都合でこうしたスケジュールを組まれては、やはり現場は困惑すると思います。また、「中学生の主張」において男子がいないという事実は、現在の日本の社会全体を表しているようでもありますが、今の小中学生、高校生、大学生の男子には「もっと頑張れ」と言いたいと思います。

福田委員：私は9月10日に中台中学校、西中学校の体育祭を参観しました。中台中学校はとても真面目に取り組んでいて、整列などもきちんとしており、見ていて気持ちのいいものでした。西中学校では昨年度まであった男子組体操がなくなりダンスになっていましたが、これは個人的には残念に感じました。周りの保護者の方々も同様に感じていたようです。9月17日には本城小学校の運動会にお伺いしました。学校周辺の道路は狭いのですが、去年発足した「親父の会」の皆さんが交通整理を完璧にしてくださり、まったく混乱はありませんでした。また、競技中は敬老席でお揃いの帽子を被った「マスターズ」の方々が声援を送り、応援で会場を盛り上げておりました。競技内容も流行りのものをいろいろと工夫して採り入れ、観ていても楽しく、保護者や地域の方々が一生涯懸命に競技に参加するなど、地域をあげて取り組まれている運動会であることを実感いたしました。活気あふれた素晴らしい運動会だったと思います。

小川委員：私も9月10日に西中学校の運動会を参観いたしました。全体的に落ち着いて、また応援や徒競走で一生涯懸命な姿には感銘を受けました。ただ男子組体操がソーラン節、よさこい節、エイサーを合せたようなダンスになっていましたが、これは私も残念に感じました。組体操はタワーが危ないのであって、ピラミッド等はそうでもないと思いますが、文部科学省からの通知もあったのでしょうか。そのあたりを後で教えてくださいたいと思います。公津小学校の運動会では、全校で100名に満たない児童数で、私も地元として先行きが心配でもありますが、子ども達は一生涯懸命頑張っていました。

高木委員：私は9月10日の成田中学校の体育祭を参観しました。開会式では中3の女生徒が諸注意を述べていましたが、はっきりした言葉と、非常に抑揚のある話し方でとても印象に残りました。ゴール付近ではパフォーマンスはしないという注意を生徒のみんなはきちんと守っていました。とても暑い日でしたので、騎馬戦を何度も繰り返す子

ども達を心配していましたが、子ども達は問題なく、観ていた保護者の中に熱中症になる方がいました。9月24日は成田小学校の運動会に伺いました。時折激しい雨が降る中でしたが、子ども達の表情は晴れ晴れとして、一生懸命に競技や係の仕事こなしていたのは見事だったと思います。なお、両校ともにグラウンドをスズメバチがときどき飛んでおりましたが、今年は多いようです。飛騨市ではマラソン大会の参加者が大勢スズメバチに刺される事故もありましたが、今後POPラン大会やスポーツフェスティバルもありますので、こうしたハチに対する安全対策もお願いしたいと思います。

また、市川海老蔵特別舞踊公演ですが、小川委員、福田委員と一緒に観覧させていただきました。席も良く堪能させていただきましたが、この週は国技館に相撲を観に行ってきたのですが、成田は交通の便もいいので東京へ行くのも苦になりませんが、やはり地元で観られるのはいいなと感じました。子ども達や、遠くへ行くのが困難な高齢者の方々のためにも成田の地で文化芸術に触れる機会を増やしていただければと思います。

美郷台小学校の10周年記念式典にも出席させていただきました。教育長からもお話がありましたが、当時、成田小学校からの分離校ということで、新しい学校を作っていくという熱い思いの方々と、一方で成田小学校の伝統を引き継いでいくという方々があって、PTAでも大変苦労していたのをよく知っています。その大変な時期を乗り越えて、10周年を迎えて、打ち解けて楽しそうに語り合う地域の方々を見て感じ入るところがありました。学校をつくり上げていくというのは本当に大変なことだと思ったところです。

議 長：ただ今、委員のご意見の中で二つの質問がございましたが、担当課長よりお答えできることがありましたらお願いします。

中條教育指導課長：組体操につきましては、文部科学省からも十分に注意して行うようにという通知がございました。4月の校長会において、本市では一律中止ということは考えていない、安全面に十分注意してやっていただきたいという話をさせていただきました。また、市議会の6月定例会でも石渡議員からご質問がありまして教育委員会の考え方についてお答えしたところです。本市の組体操の実施状況は、減ったことは事実ですが、中学校で3校が実施し、小学校でも数えると10校には満たないのですが、

実施しております。

大矢生涯スポーツ課長：ハチの対策についてですが、POPラン大会ハーフマラソンの部の中間地点を過ぎたあたりから山沿いを走ることとなりますので、例年道路整備と同時に草刈を実施しています。この作業の中で、数年前にはハチの巣が見つかったことから駆除を行いました。安全対策を図ってまいりたいと思います。

篠塚学校施設課長：学校におけるスズメバチ等の対策ですが、今年も数例ありましたが、発見された場合、学校から連絡いただければすぐに対応するようにしております。

5. 議 事

(1) 議 案

議案第1号及び議案第4号については、成田市教育委員会会議規則第20条第1項の規定により非公開により審議する。また、審議の都合上、議案第1号の後に、議案第4号の審議を行う。

《これより非公開》

議案第1号 「学校教育法等の一部を改正する法律」に伴う新規設置条例及び関係例規の改正 について

鬼澤教育総務課長：

本議案は、義務教育学校の設置に関連した条例の制定及び改正になりますが、義務教育学校の設置につきましては昨年11月の定例会において協議させていただいたところですが、今般事務手続きとして例規改正等の準備が整いましたので、ご審議いただきたく提案するものです。

「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成28年4月1日から施行されましたが、これにより、小学校と中学校に加え、新たに義務教育学校という学校種を設置することが可能となりました。

本市におきましては、平成26年4月に下総みどり学園、現在では、まだ成田市立下総小学校、成田市立下総中学校であります。ここで小中一貫教育を実施しております。しかしながら、現状では小学校と中学校と2つの学校となっているものを、運用上1つの学校として実施

をしているところです。

今般、制度改正を受けまして下総みどり学園を、これまで以上に小中一貫教育を展開しやすくするため、義務教育学校とすべく、昨年度から準備を進めてまいりまして、今年の5月には地元説明会を実施しました。

この度、移行するための準備が整いましたので、改めて、平成29年4月1日から「成田市立下総みどり学園」を正式名称とするため、成田市立義務教育学校設置条例を制定し、成田市立小学校設置条例及び成田市立中学校設置条例等の一部を改正するほか、関係する例規の一部を改正しようとするものです。

なお、条例案については、平成28年12月議会に上程したいと考えております。新規に制定する条例は、下総みどり学園を義務教育学校に位置づけるための「成田市義務教育学校設置条例」になります。改正する例規は全庁の多岐に渡り、条例等が全部で59件ございます。主な改正内容になりますが、「成田市立小学校設置条例」及び「成田市立中学校設置条例」につきましては、それぞれ下総小学校、下総中学校の項を削除するものです。その他の例規につきましては、ほぼ同様の内容になりますが、「小学校」と記載があるものにつきましては、「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」と、「中学校」と記載があるものにつきましては、「中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）」と、「小学校及び中学校」につきましては、「小学校、中学校及び義務教育学校」とし、「小学生」につきましては、「小学生（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）」とし、「中学生」につきましては、「中学生（義務教育学校の後期課程の生徒を含む。）」とし、「小中学生」につきましては、「小中学生（義務教育学校の児童生徒を含む。）」のように改正しようとするものです。施行日は平成29年4月となります。資料3ページが、義務教育設置条例の案になりますが、成田市名古屋1214番地に「成田市立下総みどり学園」という義務教育学校を設置するというものです。4ページ、5ページは「成田市立小学校設置条例」及び「成田市立中学校設置条例」改正の新旧対照表になります。最後の6ページが59件の改正が必要な例規の一覧となっております。現在、例規改正の所管課である総務課と協議中ですが、ご覧のとおり全庁にわたっており、基本的には改正が必要な例規は網羅されていると考えておりますが、協議を進めていく中でこの機に関連する項目や言い回し等を改正することがあるかもしれませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

《議案第1号に対する質疑》

高木委員：小学校設置条例、中学校設置条例とあり、今度は義務教育学校設置条例を制定する

ということですが、今後義務教育学校が増えていくのか、また小学校、中学校というのはなくなることはないのか、あるいは更に新しい学校種が創設されることがあるのか、そのあたりを教えてください。

鬼澤教育総務課長：義務教育学校の設置につきましては、下総みどり学園に加えまして、現在統合に向けた準備を進めております、大栄地区の統合小学校と大栄中学校で施設一体型の小中一貫教育を予定しておりますので、こちらがそれにあたります。また、小学校、中学校がなくなることはないと思います。そして、更に新しい学校種ということですが、現状では何とも申し上げられません。

高木委員：今回新たに義務教育学校設置条例を制定するということですが、例えば小学校、中学校、義務教育学校それぞれの設置条例を作るのではなく、成田市学校設置条例として一本化し、その中にそれぞれの学校を位置付けるということではできないのでしょうか。

鬼澤教育総務課長：千葉県の前行事例であります市川市立塩浜学園でも同様の条例を制定しております。小学校設置条例、中学校設置条例を一緒にしている事例はありません。

伊藤教育総務部長：条例の制定については、以前は国から準則が示されて、市町村はそれに基づいて作成しておりました。地方分権が進み、独自の条例を制定するところも増えてきましたが、今回は本市でも先進事例を参考に小学校、中学校の設置条例とは別に義務教育学校設置条例の案を作成したものです。

小川委員：確認いたしますが、義務教育学校設置条例は、例規集の中で、小学校設置条例、中学校設置条例とは別に、その後に加えられることになるのですか。

鬼澤教育総務課長：そのとおりです。

高木委員：義務教育学校の子どもたちをどう呼ぶのですか。例えば9年生は中学生でいいのですか。

関川教育長：市内では小中学生の方が多いので中学生と呼んでもいいと思います。学年に応じて小学生、中学生と呼んで結構だと思います。義務教育学校生という呼び方はしません。例えば陸上競技大会でも、小学校、中学校の大会がありますが、義務教育学校では相応の学年に応じて参加することになります。私は、高等学校ではなく高等専門学校に進学しましたが、ここは高等学校と短期大学を合せたような学校ですので、外からは高専生と呼ばれていましたが、3年までは高校生、4年以降は大学生として参加していました。そういう意味からすれば小学生、中学生という一般的な呼び方でいいのではないのでしょうか。また、転出入の関係があり、下総みどり学園に他校から転校してきた場合、対応する学年に入りますので、抵抗がないよう小学生、中学生でいいのではないのでしょうか。新しい制度ができるということで、いろいろと疑問点があるかと思いますが、また疑問点等がございましたら、ご質問いただきたいと思います。

議長：その他、ご質問等なければ議案第1号『「学校教育法等の一部を改正する法律」に伴う新規設置条例及び関係例規の改正について』を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

議案第4号 （仮称）成田市豊住ふれあい健康館の設置及び管理に関する条例等の制定等について

大矢生涯スポーツ課長：

議案第4号「(仮称)成田市豊住ふれあい健康館の設置及び管理に関する条例等の制定等について」ご説明いたします。

旧豊住中学校の跡地の利活用については、市民一人一人が健康で生きがいを持った生活を送ることができるよう、市民の健康づくり及び生きがいづくりを支援するとともに、学校施設が地域活動の中心的な役割を担ってきたことを踏まえ、地域コミュニティの醸成に資する機能を有する施設として整備を進めており、平成29年2月に竣工し、同年4月からの供用開始を予定しております。本案は、公の施設として適正な管理運営を行うため、「(仮称)成田市豊住ふれあい健康館の設置及び管理に関する条例」の制定について、議会の議決を求めるよう市長に申し入れするものでございます。また、関連例規として「(仮称)成田市豊住ふれあい健康館の設置及び管理に関する条例施行規則」を制定するとともに、本施設の管理に係る権限を成田市教育委員会に委任するため、「市長の権限の一部を成田市教育委員会に委任する規則」の一部を

改正しようとするものです。

議案資料の2ページ、3ページ平面図を併せてご覧ください。はじめに施設の概要についてご説明いたします。施設の構成といたしましては、1階には市民の健康づくり、体力づくりの増進を図る施設として運動器具等を設置した「トレーニング室」、フィットネスやダンスフロアとして使用できる「スタジオ」、陶芸や絵画の制作活動を行う「創作室」や「陶芸釜棟」、各種会議や講習会等を行う「多目的室」、地域コミュニティの醸成や地域活動支援のための施設として「地域活動室」や「サロン室」、地域の歴史や記録を展示した「ふるさと資料室」、また、2階は「学習室」、「多目的室」です。ほか、本年6月末で閉鎖した、豊住運動施設の体育館及び運動場も対象施設となります。それでは、主な条文についてご説明いたします。議案資料4ページをご覧ください。はじめに設置の目的と名称でございます。第1条に健康づくり及び生きがいがづくりを支援し、並びに地域コミュニティの醸成に資する場としてご利用いただく施設として規定し、名称を「成田市豊住ふれあい健康館」といたしました。第3条では、健康館の開館時間を午前9時から午後9時までとし、運動場につきましては、午後5時までといたします。第4条では休館日につきまして、1月1日から1月5日までと12月27日から12月31日の年末年始及び火曜日を休館日とし、必要に応じて臨時に休館日を変更、設定できるよう規定いたしました。現在、公共施設については月曜日の休館が多くなっておりますが、本施設については火曜日を休館日とする予定でおります。これは、他の公共施設と休館日をずらすことにより、市民の皆様の利便性の向上を図るためにいたしました。議案資料の5ページをご覧ください。第10条では、健康館の使用料につきまして定めております。詳細については、7ページから8ページの別表、施設使用料、附属設備使用料のとおり設定することといたします。使用料については、各部屋の用途や面積などから、市内の類似施設の料金を参考として設定いたしました。割増料金については、市民等以外の方は5割増し、閉館時間を超過しての使用の場合は、30分ごとに10割、開館時間を早める場合には1時間ごとに10割とさせていただきます。また、冷暖房使用料は基本額に含んでおります。施設の管理方法は、平成29年度については、市の直営管理として考えております。なお、今後の市長部局との調整により、語句等の訂正があるかもしれません。なお、大きな変更点がございましたら、今後の定例会で報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

《議案第4号に対する質疑》

福田委員：8ページに附属施設使用料としてカラオケ設備がありますが、公共施設になぜカラ

オケ設備が必要なのですか。

大矢生涯スポーツ課長：この施設には、地域の皆様のコミュニティ醸成の場としての位置づけがありますので、そうした中でカラオケを使って交流を深めていただく目的があります。

福田委員：この施設の設置目的は健康づくり、生きがいづくりということですので、生きがいづくりにつながるのかもしれませんが、個人的なイメージとしてカラオケは娯楽設備です。これを公共の場に置くことが適切なのでしょうか。

小川企画政策課主幹：カラオケ設備についてですが、市内の公共施設の先行事例として赤坂ふれあいセンターに設置しております。この施設は老人福祉センターの流れを汲むものです。地域的に高齢化も進んでおりますので、いきがいづくりやコミュニティの醸成に繋がるものと考えています。

福田委員：それでは、今後も公共施設にカラオケが増えていく可能性もあるということでしょうか。コミュニティの醸成にはいいのかもしれませんが、健康づくりとは違ったイメージがあるような気がします。

大矢生涯スポーツ課長：コミュニティづくりや仲間づくりに、カラオケは役立つものだと考えております。

佐藤委員：関連でお伺いしますが、どの程度のグレードの設備ですか。通信でなければ、楽曲がすぐに陳腐化してしまうと思いますがいかがでしょうか。

大矢生涯スポーツ課長：現在考えておりますのは、通信カラオケです。

佐藤委員：通信カラオケがどの程度の費用がかかるのかわかりませんが、そこまで必要なものでしょうか。

小川企画政策課主幹：導入経費につきましては、赤坂ふれあいセンターの事例ですが、設備の

リース料として年間約25万円、通信料として月1万円程度となっておりますので、豊住ふれあい健康館でも同程度だと考えております。

福田委員：赤坂ふれあいセンターのカラオケ設備の利用状況はどうか。

大矢生涯スポーツ課長：9月は1日から28日までで、16回の利用がございました。

高木委員：私の地元地区では、お年寄りが集まったときにカラオケがあると仲間づくりが進むところを見てきましたので、カラオケ設備を置くことには賛成です。若い人達が利用するカラオケボックスのイメージとは違うのではないのでしょうか。今の時代ですので、それなりのしっかりとした機能を持った設備を入れていただきたいと思います。

福田委員：わかりました。カラオケ設備を置くことはいいとしても、一般の方々は一定の料金を支払ってカラオケボックス等を利用しているのですから、それなりの使用料の設定が必要だと思います。

大矢生涯スポーツ課長：使用料は、類似施設である赤坂ふれあいセンターの使用料に準じて設定しております。

関川教育長：豊住中学校は、学校適正配置を始めて最初に閉校となった学校です。閉校時から学校跡地を地域コミュニティの醸成の場として活用したいという思いを地域の方々から伺っておりました。学校がなくなってしまうと地域の人々が集まれる場所がなくなってしまうことから、学校跡地をみんなが集まれる場所にしたいということでした。こうした経緯があって、設置目的が地域コミュニティの醸成に資する場ということであり、カラオケ設備についても地域との協議の中でご希望があったのだと思います。いろいろとご意見があるかもしれませんが、カラオケボックスのイメージとは違うと考えております。

ちなみに設置する場所は、どの部屋を予定しておりますか。

小川企画政策課主幹：スタジオを予定しております。なお、スタジオが他で使用されている場合には多目的室1での使用も想定しております。

小川委員：施設利用の申し込みはインターネットでできるのですか。

大矢生涯スポーツ課長：申し込みについてはインターネットから予約できるシステムを予定しております。また、電話等でも対応できるようにしたいと考えております。

小川委員：予約した場合のキャンセルは7日前までは半額、7日過ぎたら全額となっておりますが、返金しないということでもいいですか。

大矢生涯スポーツ課長：条例第10条に定めるとおり、使用料は前納となっており、7日前までに取り消した場合には半額を還付することとなっております。

小川委員：専用使用というのがありますが、例えばスタジオを専用使用されている場合には、個人使用はできないのですか。

大矢生涯スポーツ課長：そのとおりです。

小川委員：個人使用においてあらかじめ予約せずに、当日直接現地へ行って使用することはできないのですか。

大矢生涯スポーツ課長：専用使用は行事等のため予約いただくのが一般的ですが、個人使用であれば電話確認していただき、空いていれば当日でもご利用いただけます。

佐藤委員：使用料についてですが、例えば多目的室であれば、500円に8%の消費税ということだと思いますが、スタジオの1,250円というのはどのような計算になっているのでしょうか。

大矢生涯スポーツ課長：使用料につきましては、基本額に消費税をかけまして、10円未満を切り捨てた額となっております。

小川企画政策課主幹：補足いたしますが、創作室を例にとりますと、1時間あたり400円と

して2時間で800円、消費税をかけて10円未満を切り捨てますので860円、夜間ですと1.2倍として、やはり10円未満を切り捨てて1,030円となります。

佐藤委員：そういったしますと使用料は消費税が変更になると、その都度例規改正することになりますか。例えば、使用料については基本額に消費税をかけた額というように規定できないものでしょうか。

伊藤企画政策課長：消費税につきましては、全庁的に統一した取り扱いをしております。財政課から通知を出しており、本施設に限らず、基本額に消費税をかけて端数を切り捨てた額としております。税という性格上不公平のないように統一した対応をしております。

また、条例等への表記方法として、基本額に消費税をかけた額というような表記ではなく、一目見て支払い金額が分かるように消費税を含んだ額を表に掲げることとしております。したがって、消費税が10%になれば、改正することになります。

福田委員：使用料についてですが、専用使用の場合には夜間の割増があつて個人使用にはありませんが、これはどうしてでしょうか。

小川企画政策課主幹：中台体育館のトレーニング室をはじめとした公の施設の使用料体系に準じたものです。

福田委員：駐車場整備の予定はどうなっていますか。

大矢生涯スポーツ課長：現時点では15台程度の駐車台数となります。必要があればテニスコートを臨時駐車場として使用したいと考えております。なお、平成30年度に外構工事を予定しており、具体的な台数は未定ですが、この工事の中で駐車場整備を行います。また、当面大きな行事がある場合には運動場を臨時駐車場として利用したいと考えております。

議長：その他、何かございますか。

カラオケ設備、使用料、駐車場といろいろとご意見、ご質問がありましたが、他に

ないようですので、議案第4号「(仮称)成田市豊住ふれあい健康館の設置及び管理に関する条例等の制定等について」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

《非公開を解く》

議案第2号 成田市就学援助費支給規則の一部改正について

江邨学務課長：

議案第2号「成田市就学援助費支給規則の一部改正について」説明させていただきます。お手元の資料の1ページをご覧ください。

まず、マイナンバー制度の連携開始に伴う所得の対象年の見直しについてですが、マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられます。1つ目は、所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなり、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになること、2つ目は、添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されること、3つ目は、行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減され、業務の連携が進んで作業の重複などの無駄が削減されるようになることです。このようなことから、マイナンバー制度の有効活用が期待されているところです。今後の予定ですが、平成28年分の確定申告や源泉徴収票へのマイナンバーの記入が開始され、現在は市内に限定されているマイナンバー制度の活用が、平成29年7月からは国の情報連携ネットワークを市町村でも活用できるようになります。本市の就学援助費の認定審査にマイナンバー制度を活用することにつきましては、すでに独自利用条例を制定し、また、昨年10月の教育委員会会議定例会でご審議いただいたとおり、申請書にマイナンバーを記入する欄を追加する規則改正も行っており、来年度の当初認定から、いよいよ本格的な導入を行いたいと考えております。就学援助の当初認定のスケジュールは、毎年2月ごろから各学校で保護者の皆さんへの周知が行われ、4月末までに申請書が教育委員会に提出されます。そして、5月末までに教育委員会で認定の可否を決定し、支給額を学校の口座に振り込んでいます。近隣自治体における支給時期が7月や9月であるのに対し、本市では、年度初めのできるだけ早い時期に支給するよう努めているところです。しかし、ここで問題となるのが、認定審査に必要な税の所得情報が確定するのが、

6月の中旬であるということです。現在の規則では、前年の所得を審査対象としているため、認定審査を行う5月には、6月中旬に確定する税の所得情報をネットワーク上で利用することができず、申請の際は、前年の所得を確認できる書類を保護者の方に添付していただき、審査を行わなければなりません。確認書類を準備する保護者の方、申請書類一式を取りまとめる学校、書類を確認して審査する教育委員会の、3者共に相応の負担があることは事実です。そこで今回、マイナンバー制度を有効に活用し、書類の添付を省略して、申請者の手間を軽減するとともに、事務の効率化を図ることができるよう、6月までに認定する場合は前年の所得ではなく前々年の所得により審査することに変更しようとするものです。7月以降の認定からは、前年の所得情報がネットワーク上で確認できるため、こちらも添付書類の必要はありません。この方法は、高等学校等就学支援金や児童手当等の審査で、すでに取り入れられているものです。

なお、審査対象を前年の所得から前々年の所得に変更した場合、申請するまでに時間が経過していることで、申請者の中には、現在の状況が変わっている可能性があるかもしれませんが、現行の規則においても「収入額等に変化が生じているときは当該年の見込額とする。」と規定していますので、申請書に現在の状況を詳しく記入していただくとともに、変化がある場合は、給与明細など、現状がわかる資料を添付していただくことで対応してまいります。また、前々年の所得では認定に該当するが、その後所得が増えて該当しなくなるような場合についても、「申請者は、申請した内容に変更があったときは、速やかに、その旨を届け出なければならない。」と規定しております。もし届け出が行われなくても、7月には事務局で前年の所得を確認することができます。そして、対象者がいた場合には、事情変更届を提出していただき、認定の取り消しや援助費の返還を行うことができるという規定がされておりますので、状況に応じて適切に対応してまいります。

このたびの改正につきましては、1月に学校に対する説明会を行い、学校から保護者へ周知してもらいたいと考えております。

次に、認定申請の際の民生委員の協力に関する運用の見直しについて説明させていただきます。資料2ページの2番をご覧ください。三位一体の改革により、国から地方への税源移譲の一つとして、平成17年度から準要保護に対する国の補助金が廃止され、市町村への地方交付税措置となりました。その際に「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令」が改正され、準要保護の認定に民生委員の助言を求めるという規定が外されました。準要保護の審査は市町村の裁量に任されることとなり、県内の37市に確認したところ、現在も民生委員の方の助言を必要としている市は、本市も含め12市と減少している

状況であります。助言を求める場合でも、新規だけとする場合や、児童扶養手当受給など他の要件で審査できない場合のみに限定するなど、調査対象を絞っております。本市でも、以前は、全件、民生委員の助言を求めるものとしておりましたが、平成26年度からは、「校長が認めるときは、当該協力を得ずに確認し、教育長に副申することができる。」と規則を改正し、原則として新規申請の場合だけ民生委員の方の協力を得ることとし、継続申請の場合は、民生委員の方の意見を不要とする運用を行ってまいりました。平成29年度からは、マイナンバー制度を活用し、所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなり、公平・公正な審査ができるようになるため、今回、更にこの運用を見直して、新規申請の際も民生委員の意見を必須とせず、新規・継続を問わず、必要な場合にだけ民生委員の方に調査を依頼することができるよう変更しようとするものです。本件については、運用の変更だけで規則の改正は必要ありません。認定の可否については、今まで通り民生委員の方々に通知します。このたびの運用の変更については、1月から2月に民生委員の皆様全員にお知らせを送るとともに、地区会長連絡会でも説明してまいりたいと考えております。

《議案第2号に対する質疑》

小川委員：確認ですが、就学援助費の認定審査について、前年と前々年の所得のみで審査するというので、民生委員の生活状況等の意見は不要になったということですか。

江邨学務課長：まず認定審査については、4月から6月までに認定する場合には前々年の所得、7月以降に認定する場合には前年の所得により審査いたします。また、民生委員の方の意見については個別のケースにより調査を依頼し情報提供していただいて判断材料とさせていただいておりますので、これについては今後も同様です。

現在、新規申請の際には、学校長から民生委員に調査を依頼しておりますが、これを新規、継続を問わず必要な場合のみといたします。

佐藤委員：私も民生委員を務めている経験上、客観的な判断材料があるのであれば、民生委員の意見は必須でなくてもよく、必要な場合にのみ意見を求めるという運用はいいと思います。なお、認定の可否を民生委員に通知するとありますが、これは意見を求めた場合のみですか。

江邨学務課長：これは今までどおり、全ての結果についてお知らせいたします。

佐藤委員：個人的には意見を求めた場合のみ、可否を通知するようにしてもいいのではないかと思います。

江邨学務課長：現在の規定では、すべて通知することになっておりますことから今後検討させていただきますと思います。

高木委員：4月から6月までの認定は前々年の所得で認定するとしているにも関わらず、エラーチェックにより前年の所得が増えて該当しなくなったら取り消すというのは、規則において前々年として規定するのに、運用上おかしいのではないのでしょうか。

江邨学務課長：現在、準要保護の認定については前年の所得をもとに認定しておりますが、本来に欲しいのは今現在の状況で、今現在の状況を把握するためにネットワーク上で得られる正確な情報というのが、4月から6月までは前々年所得、7月以降は前年所得ということになります。しかし、所得の状況が変わって、現在の方が苦しいという場合、あるいは状況が改善している場合は、規則において収入額等に変化が生じているときには、当該年の見込額を認定基準とすると規定しておりますので、申請の際に現在の状況を申請書に記入していただいで対応します。

当初認定におきましては、前年の所得がはっきりするのが7月以降になりますので、まずは5月の認定時点で確定している前々年の所得情報により認定させていただいて、その上で7月に、前年の所得に変化がないかについての確認をさせていただきます。変化があれば、事情変更の届出をしていただくように説明してまいります。

高木委員：そうするとやはり認定の基準は前年の所得ということになりませんか。今回の規則改正では、前々年と記載していますが、前々年で一旦認定はしても前年所得のエラーチェックで所得が増えて該当しなくなった場合に取り消されるのであれば、結局は前年が基準ということにはなるのではないのでしょうか。

江邨学務課長：4月から6月までの申請については、多くの方は状況が変わりませんので、前々年の情報で申請していただいで、前々年と前年で状況が変わっている方はその内容を

申請書に記入していただいて、それを参考に審査します。その上で、その後のエラーチェックで所得が基準を超える場合には認定を取り消させていただきます。

高木委員：そのように前年の所得で認定を取り消すことがあるのであれば、規則に「4月から6月までの間の認定については前々年の所得」と記載してしまっているのでしょうか。

伊藤教育総務部長：今回の就学援助支給規則の改正については、マイナンバー制度を活用して利用者の皆様の利便性を高めるということが、前提にあります。学務課長から説明があったようにマイナンバー制度を利用して就学援助の認定を行う場合に、所得につきましては、申告期限が3月ですので、課税データとして整理できるのが6月のため、4月の時点で所得を照会しても前年所得は確認できず、前々年所得しか確認できないこととなります。したがって、4月の時点では前々年の所得で審査せざるを得ないこととなります。これまでは、前年の所得を確認するために申告書の写しや源泉徴収票を添付して処理しておりました。しかしながら、マイナンバーの活用を前提としたことにより、4月から6月の申請については、前々年の所得を基準とすることとしたしました。ただし、前々年から前年にかけて生活状況が改善された方であってもこれまでどおり申請してしまうかもしれません。そうした場合には、公平性確保の観点からチェックを行い、所得が増えて該当しなくなった場合には認定を取り消すことがあるということです。

議長：高木委員のご意見は、前々年の所得で認定しても、結局、前年の所得でチェックして取り消すことがあるのであれば、規則上に前々年という規定するのはどうかということではないでしょうか。

江邨学務課長：4月から6月について前々年の所得を基準とする旨を規定しない場合には、当初認定でマイナンバーを活用できず、従来どおり添付資料をお願いすることになり、申請者の負担を軽減することができません。

関川教育長：確認しますが、4月から6月の申請について前々年の所得で認定して、7月のエラーチェックで所得が増えて該当しなくなった場合の認定の取り消しはその月からですか、それとも遡及するのですか。

江邨学務課長：それにつきましては、状況に応じて適切に対応していきたいと思いますが、現状では認定を取り消した以降の分については返金をお願いしたいと考えております。

小川委員：4月から6月に申請し認定した方に対しては、すべて7月の時点でエラーチェックを行うのですか。

江邨学務課長：そのとおりです。

福田委員：そのエラーチェックは、1年間のうち7月の1回だけですか。

江邨学務課長：状況が変わった場合には速やかにその旨を届け出るようになっており、随時届け出をしていただきますので、その都度審査します。

福田委員：マイナンバーの活用では、その方が結婚されたり、就職されたりして生活が安定したというような情報は把握できないのですか。

江邨学務課長：様々な情報があったとしても、就学援助費支給事務で確認できるのは税の所得情報のみです。

福田委員：7月に限らず、状況が変わった旨の届け出を受けた場合には年度途中でも確認できる訳ですね。

江邨学務課長：確認できます。

議長：その他、何かございますか。

他にないようですので、議案第2号「成田市就学援助費支給規則の一部改正について」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

議案第3号 平成28年度成田市教育委員会功労彰・功績彰表彰者（案）について

鬼澤教育総務課長：

教育委員会表彰につきましては、成田市教育委員会教育功労者表彰規則に基づき、本市における教育、学術又は文化の振興に関し、特に功績の顕著であった個人又は団体に対して教育委員会が表彰を行うものです。表彰者の決定に際しては、同規則第10条により教育委員会の各課長より報告を受けた表彰予定者について、同規則第9条により教育委員会の議決を経て決定することとなっております。

それでは、議案資料をご覧いただきたいと思います。まず1ページですが、今年度の功労彰に推薦いたしますのは、ご覧の4名となります。土井靖子様は、学校医として20年、平間多美代様は、学校薬剤師として20年の事績が功労彰の対象となったものです。また、橋内忠成様、濱島正二様は、教育委員会が委嘱する非常勤特別職として、12年以上の事績が功労彰の対象となっております。次に、2ページから3ページが功績彰の対象の皆様になりますが、個人10名と団体1校の計11件となります。こちらの方々は、文化活動やスポーツ活動において、公的機関等の主催する大会及びコンテストにおきまして、小中学生においては全国大会入賞、高校生・社会人においては全国大会3位以内と、特に優秀な成績を残された方々です。なお、2ページ、6番の加世田さんですが、20歳以下の世界陸上競技選手権大会の5,000メートルにおいて第8位に入賞されました。表彰内規には、国際規模の大会について規定しておりませんが、国際大会での入賞は、功績多大に他ならないものであり、功績彰として提案させていただくものです。

以上のとおり、功労彰と功績彰を合わせまして合計15の個人団体を推薦させていただきます。また、4ページから5ページが奨励賞の対象の皆様となりますが、今回はすべて、公的機関等の主催するスポーツ大会において、県大会優勝あるいは全国大会出場の事績を残された、5名、4団体、計9件となります。

なお、本年度の成田市表彰式でございますが、11月25日（金）に市役所6階大会議室で開催を予定しておりますので、委員の皆様のご出席をお願いいたします。

市表彰審査委員会及び市庁議への報告スケジュールの都合上、表彰式2か月前のご提案となりますが、国民体育大会をはじめ、例年この間に行われる大会等において優秀な成績を残され、新たに推薦を受ける場合もございますので、その場合には追加議案としてお願いすることもございますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。

《議案第3号に対する質疑》

小川委員：3ページの功績彰7番の方の事績に300メートルハードルという競技種目の記載がありますが、このような距離の種目があるのでしょうか。

鬼澤教育総務課長：全国高等学校陸上競技選抜大会は8月に大阪で開催されたものですが、この大会では300メートルハードルの競技種目がありました。

議長：その他、何かございますか。

特にないようですので、議案第3号「平成28年度成田市教育委員会功労彰・功績彰表彰者(案)について」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

(2) 報告事項

報告第1号 平成28年度全国学力・学習状況調査の結果について

中條教育指導課長：

本調査は、平成28年4月19日火曜日に行われ、実施対象は小学6年生及び中学3年生でした。実施教科は、国語、算数・数学、質問紙調査として、学習習慣や生活習慣等の調査も実施しています。出題内容は、それぞれ前学年までの学習内容を基に出題されています。なお、文部科学省は、本調査の結果については、児童生徒が身に付けるべき学力の特定の一部であり、この結果のみをもって学力が高い、低いと言い切ることはできないとしています。また、調査対象の児童生徒は毎年異なり、出題内容も毎年新しくなっていますので、前年度と今年度を単純に比較して上がった、下がったと言うものではありません。ただし、本年度の結果を見ますと、小学校6年生の正答数及び平均正答率では、国語A・Bともに全国、県平均を上回っています。また、算数Aは、県平均を上回っていますが、活用問題の算数Bについては、全国、県平均を若干下回っています。昨年と比べるものではないと申し上げましたが、昨年より良くなっています。また、中学校3年生の正答数及び平均正答率では、国語A・B、数学Bは全国、県平均を上回っています。知識や技能を問う基本問題の数学Aにおいて、全国平均を若干下回っていますが、いずれにいたしましても、中学生も頑張っているところが数字に表れていると思います。2ページ以降に生活習慣、学習習慣等について、記載しております。これは35小中学校全体のデータですので、地域による違いはあると思いますが、市全体として見たときに、

将来の夢や希望を持っている子どもたち、読書を好む子どもたち、家庭学習で予習・復習を頑張る子どもたちが多いようです。しかし、スマートフォンの利用時間やテレビの視聴時間が多い、家庭での学習時間が少ない、朝食を食べない児童生徒が多いという課題も見えてまいりました。正答率が伸び悩んでいる学校の中には、日本語を習得できていない外国籍の子どもや、特別な支援を要する子どもへの指導、または不登校や問題行動などへの対応に追われている状況が見受けられます。市内には、安定して高い正答率を維持している学校もあります。それらの学校の多くは、学習規律や学習習慣の確立を図るなどの実践が見受けられます。結果公表として学校ごとの数値は、市教委からは公表しませんが、今年度も、学力向上に成果をあげている学校の実践例を紹介して、各小中学校で共有できるようなリーフレットの作成を進めていきます。リーフレットは、市全体の平均正答率及び傾向、対策についてグラフや文章で作成、配付するとともにホームページに掲載する予定です。

各学校の調査結果は、文科省から直接送付されています。各学校はそれを受けて、期末保護者会や学校便り等を通じて、自校の傾向と対策について、配付し公表するようお願いしています。また、自校の調査結果を基に、学習指導の改善を図るよう、校長会議を通して各学校に依頼していきます。

《報告第1号に対する質疑》

佐藤委員：生活習慣等で朝食を食べない、ゲーム等をする時間が多いといった、基本的な生活習慣の面で、県、全国の平均よりもよくないところは気になります。やはり、こうしたことは家族も含めて真剣に考えなければならない問題だと感じました。平均点が良くなったということですが、正答率の分布はわかるのでしょうか。ここには平均値が示されていますが、例えば分布上正答率が高いグループと低いグループに分かれてしまうよりも、成田市の教育が目指すところは、真ん中よりも少し上に上の部分のボリュームが増えていくといいと思います。

議長：データはあるようですので、後日分布のわかるグラフを提示いただきたいと思います。

福田委員：最後のページの42番で「いじめは理由の如何を問わず許されないと思う。」が100%になっていません。4%から5%の児童生徒はそうは思っていないということまで

すので、校長会等を通じていじめは許されないということを伝えていただきたいと思います。

小川委員：このデータを見させていただくと、以前に比べて各学校が頑張っていると思います。

これは、学力向上に取り組んでいる成果の表れです。各学校では、この成果を踏まえて自分の学校に何が足りないのか等を分析し、この結果を活用していただきたい。そして、子ども達の学習意欲を一層高めていただきたいと思います。

報告第2号 成田市小中学校部活動経営ガイドラインについて

中條教育指導課長：

先程教育長報告にもございましたように、今年も市内小中学校の様々な部が頑張っておりまして、多くの児童生徒が関東・全国大会に出場しております。

教育委員会では、生徒にとって魅力的であり、顧問教員の意欲が高まり、保護者や地域から信頼される部活動を展開していただくため、部活動経営ガイドラインを作成しました。

部活動は、共通の種目や分野に興味・関心を持った児童生徒が、学年や学級の枠をこえて、自発的、自主的な判断によって参加する活動であり、部活動を通して、技術や体力を向上させ、規範意識や社会性、自主性を高めることで豊かな人間性を育むとともに、児童生徒も教員もやりがいを感じ、部活動以外にも好影響を及ぼすものです。しかしながら、急激に変わっていく社会情勢の中、全国的にも、部活動の運営に変化が出てきております。顧問の不足とその専門性の有無、顧問の年齢の二極化、教職員の負担増加などの問題が挙げられ、外部指導者の活用なども検討されております。また、少子化に伴う部員確保の問題や学校規模の変化により廃部せざる得ない部が出るなど、部活動の設置に関する問題もあります。そうした中で多様化する児童生徒、保護者の要望への対応なども課題となっています。現在、本市における部活動においても、地域によって生徒数に差があり、学校規模も異なります。生徒数や学級数によって教職員数も決まりますので、生徒が十分満足できる活動を保障することや、安全に活動するための顧問の確保が大変難しく、学校によっては、部の数を減らすなど部活動の再編などを行わざるを得ないという状況もあります。また、外部指導者の導入についても、指導者の学校経営への理解、教職員との緊密な連携、あるいは制度などの課題もあります。

こうした現状の中で、各学校の様々な課題を受けて、「部活動経営ガイドライン」を作成いたしました。ガイドラインでは、あらためて、部活動の意義をはじめ、練習や大会参加の諸注意、

部の新規開設や廃部における留意点なども示させていただきました。具体的には、1ページに「部活動の意義」、4ページから「学校体制」、7ページから「指導の在り方」、12ページは「部の開設や廃部」です。これにつきましては、学校の実態もある訳ですが、学校の判断だけで部活動の開設や廃部を行うというのは、課題もありますので、教育委員会も積極的に関わらせていただくこととしております。

文部科学省においても、教員の労働時間と部活動を重く受け止め、部活動に係る制度の見直しを図っていこうと動き出しております。今後は、国の動向を見ながら、場合によっては改訂版も検討してまいります。

なお、15ページの後ろに学校用資料としては、「部活動指導の課題」、「各校の部活設置状況」などを載せてあります。

今回、作成したガイドラインについては、9月30日の校長会議で説明し、全職員に配布していただき、学校全体で共通理解のもと部活動経営が行われるよう協力を依頼してまいります。

《報告第2号に対する質疑》

佐藤委員：このガイドラインを見させていただいて、教員に無理を強いるようなものでなく、教員のことも考えていただいた内容でよかったと感じました。部活動においては、以前よりも監督責任を問われるようになっていっている中で、どうすれば教員の方々が関わりやすいかを考えていく必要があると思います。

小川委員：大変わかりやすくまとめられていると思いますが、学校用資料の「部活動指導の課題」の中には意味のわかりにくい内容のものがありますが、これはどういう位置付けのものでしょうか。

中條教育指導課長：この部分は各中学校から提出された課題を精査せずに、そのまままとめて掲載したもので、ガイドラインの本編には入らない参考資料として添付したものです。

報告第3号 第2次成田市生涯学習推進計画及び第2次成田市生涯スポーツマスタープラン進捗状況等報告書について

田中生涯学習課長：

第2次成田市生涯学習推進計画及び第2次成田市生涯スポーツマスタープラン進捗状況等報告書についてご説明いたします。

去る9月16日に生涯学習推進協議会を開催し、各事業について平成27年度分の実績を報告し、審議・了承をいただきましたので、本日、改めまして資料をお配りさせていただいたものでございます。生涯学習推進協議会は、社会教育委員、体育協会や文団連、子ども会、PTA、スポーツ少年団などの役員、また2名の公募委員を含め、20名の委員で組織しております。会議では、会長の明治大学教授、井田先生に議長をお願いし、生涯学習推進計画、生涯スポーツマスタープランの進捗状況を報告させていただきました。

委員の皆様からは、様々なご意見をいただきました。まず、生涯学習に関しましては、数値目標の「ボランティア等登録者数」について、基本方針の「みんなで協働」にあるとおりに市民が学んだことを活かせる場が必要とのご意見をいただきました。例えばユネスコ協会の活動で、子供達が熱心にボランティアに取り組んでいることなどが紹介され、このような運動を大人にも広げて、高齢者の学びをボランティア活動に活かしていければよいとのことでした。事務局からは、例えば生涯大学院では、子ども陶芸教室をはじめ、学んだことを地域に還元する取組を行っているので、今後はもっと広げていきたいとお答えいたしました。

また、公民館主催事業のボランティアについての質問には、「外国人のための日本語教室」の講師が1,000人程度と多数であり、公民館まつりの際のボランティアも数に含めていると回答をいたしました。生涯スポーツに関しましては、多くの団体が利用する中台運動公園内の駐車場の混雑緩和についてご意見をいただきました。イベントが重なる場合には、大会等の主催者と協議し、駐車場に係員を配置していただくなど駐車対策を図っていくことを回答させていただきました。また、総合型地域スポーツクラブについては、すべての人がスポーツを楽しむ環境は大事であり、特に子どもが気軽に運動できることが必要との意見をいただきましたが、総合型地域スポーツクラブ準備委員会の会長でもある委員より、プレ事業では、子供の教室も開設しており参加者も増えてきている旨の報告がございました。以上、生涯学習推進協議会におきまして取りまとめました報告書について、参考までにご報告させていただきます

議長：ただ今の報告について質問等はございますか。

〈報告第3号に対する質疑〉

特になし

報告第4号 第5回成田スポーツフェスティバルの開催について

大矢生涯スポーツ課長：

本年は、10月8日、土曜日に中台運動公園陸上競技場にて9時より開催いたします。なお、雨天時には体育館アリーナで一部種目を実施します。種目は、団体対抗種目と個人種目と2つの種目で行い、団体種目は、綱引き、玉入れ、8の字跳びを実施します。なお、教育長報告の中でもありましたが、玉入れにつきましては、昨年は予選、決勝と行っていたのですが、今大会より、予選決勝の一本化で、8の字跳びについても、3分間から2分間のチャレンジ時間といたしました。

次に個人種目は、400mリレーや当日申込でも参加できるニュースポーツ体験など4種目行います。参加申込状況につきましては、団体対抗種目及びリレー競技の事前申込種目で、昨年より少し上回る申込みがありました。日程につきましては、9時30分から綱引きから始まり、15時の綱引き決勝後、閉会式を行う予定です。なお、12時30分から行うお昼のアトラクションとして、「ゆるキャラ20m走」、「お楽しみ抽選会」等を行います。

続きまして、市民運動会が終了して平成24年度より誰もが気軽に参加できるフェスティバル方式で開催してまいりましたが、今年度も、7区市町、1団体からゆるキャラが、また、お笑い芸人4組とふるさとアスリートの寺田さん及びカイ君に参加していただきスポーツを通じて誰でもが楽しめるお祭り会場として盛り上げていただきます。

次に、資料はございませんが、すでに教育委員の皆様には大会役員への就任のご依頼をお願いしているところではありますが、大会顧問として、ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

《報告第4号に対する質疑》

福田委員：ゲストのお笑い芸人の方々は3年前からおいでいただいていると思います。詳しくはないのですが、この方々の知名度というのはどうなのでしょう。一部の方以外はあまり知られていないのではないのでしょうか。地元出身ということをお願いしているのかもしれませんが、3年も同じ方でなくともいいような気がします。実行委員会では意見が出ていないのでしょうか。

大矢生涯スポーツ課長：寺内ゆうきさんは中郷地区出身で、寺田克也さんは市内高校の陸上部で活躍されました。著名な方をお願いするとすると経費の関係があり難しいと思います。

また、市民運動会は競技性が高くなり過ぎたために終了して、変わって現在のフェス

ティバル形式になり、お笑い芸人を呼んで楽しもうということになりました。このゲストについては、実行委員会でも了承いただきました。第1回は半日の日程で行いましたが、回を重ねるごとに地元企業チームの参加も増え参加形態も変わってまいりました。今回第5回を迎えますので、折り返しになるものと考えております。

福田委員：では、第6回で少しは変わることを期待したいと思います。

議長：実行委員会でもこの件については議論されたということですが、他にご意見はございますか。

佐藤委員：昨年の反省でも400メートルリレーでコスプレをして走っている参加者が多く、ふざけ過ぎではないかという意見を申し上げましたが、今年の400メートルリレーの参加者募集時には何らかの注意事項は設けましたか。

大矢生涯スポーツ課長：競技会ではないので、特に注意事項は設けておりませんが、運営側で抑制をして競技運営に支障をきたさないように取り組んでいく方針でおります。

佐藤委員：フェスティバルといっても真面目に取り組む種目があつていいと思います。8の字跳びも玉入れも一生懸命に取り組んでいる姿勢がいいのではないのでしょうか。特にリレーについてはふざけて走っては危険ですので、レクリエーション種目と競技種目との取り組み方を分けて徹底した方がいいと思います。

大矢生涯スポーツ課長：昨年も長いひもを持って走っていて足にからまりそうで危険な場面もありましたので、他のレーンに影響するようであれば注意していきたいと思います。

6. 教育長閉会宣言